

(参考1)

●学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況（平成27年度）

	学校安全計画を 策定している学校の割合	危機管理マニュアルを 作成している学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
国公私合計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

●地域の関係機関との連携状況（平成27年度）

	協力要請や情報交換を行うための会議を開催する等の 連携を図っている学校の割合※
公立学校	96.0%
私立学校	54.6%
国立学校	86.2%
国公私合計	87.3%

※連携には、地域学校安全委員会、学校警察連絡協議会、防災に関する連携会議棟、通学路の安全確保連絡協議会、学校運営協議会、学校支援地域本部などが含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成27年度実績）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(参考2) 関係法令

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。